

新型コロナウイルス感染症に関する中小企業向け支援の対応状況について

1 これまでの対応内容

(1) 令和 2 年 1 月 30 日 「特別経営相談窓口」設置

新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受ける、又はそのおそれがある市内中小企業を対象として、経済局金融課、公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC 横浜）及び横浜市信用保証協会に「特別経営相談窓口」を設置し、資金繰りや経営に関する相談受付を開始

(2) 令和 2 年 2 月 5 日 「経済変動対応資金」の融資対象者の要件緩和等の拡充

影響を受ける市内中小企業の資金繰りを支援するため、純売上高等の減少を要件とする既存の制度融資メニュー「経済変動対応資金」の融資対象者の要件を大幅に緩和し、短期間の純売上高等の減少に対応するとともに、融資期間の延長等の拡充を実施

(3) 令和 2 年 3 月 2 日 セーフティネット保証 4 号の発動を踏まえた対応

国が、セーフティネット保証 4 号を発動したことに伴い、本市においてもセーフティネット保証 4 号の認定申請受付を開始するとともに、この認定を取得した事業者の方を対象とする制度融資メニュー「新型コロナウイルス感染症対策特別資金（売上 20%以上減少型）」を創設。このメニューでは、通常の保証限度額とは別枠で、最大 2 億 8,000 万円の利用が可能となるほか、信用保証料についても横浜市が全額助成

(4) 令和 2 年 3 月 6 日 セーフティネット保証 5 号の追加指定を踏まえた対応

国が、セーフティネット保証 5 号の対象業種を追加指定（152 業種⇒192 業種）したことに伴い、本市においては、新型コロナウイルス感染症の影響によりこの認定を取得した事業者の方を対象とする制度融資メニュー「新型コロナウイルス感染症対策特別資金（売上 5%以上減少型）」を創設。このメニューでは、通常の保証限度額とは別枠で、最大 2 億 8,000 万円の利用が可能となり、信用保証料についても横浜市が 1 / 2 助成

(5) 令和 2 年 3 月 13 日 危機関連保証の発動及びセーフティネット保証 5 号の追加指定を踏まえた対応

国が危機関連保証を発動したことに伴い、本市においても危機関連保証の認定申請受付を開始するとともに、この認定を取得した事業者の方を対象とする制度融資メニュー「新型コロナウイルス感染症緊急特別資金（売上 15%以上減少型・別枠プラス）」を創設。このメニューでは、通常の保証限度額やセーフティネット保証による保証限度額と、さらに別枠で、最大 2 億 8,000 万円の利用が可能となるほか、信用保証料についても横浜市が全額助成。

また、セーフティネット保証 5 号の対象業種が 316 業種追加指定（192 業種⇒508 業種）されることに伴い、3 月 6 日に創設した「新型コロナウイルス感染症対策特別資金（売上 5%以上減少型）」の信用保証料について、横浜市信用保証協会が新たに信用保証料の割引を開始

2 相談件数と融資実績（3月13日時点）

(1) 相談件数

944件

※3月から資金繰りに関する相談が急増しています。

(2) 融資実績件数及び金額

67件 21億2,650万円

（新型コロナウイルス感染症への対応として創設・拡充した融資メニューの実績）

3 認定申請窓口の拡充・強化

セーフティネット保証5号の対象業種が追加指定されたこと及び危機関連保証の発動を踏まえ、中小企業等への影響を考慮し、認定申請を円滑に受け付けるため、認定申請窓口を拡充・強化しています。

【参考】セーフティネット保証4・5号認定・特別会場

場所：横浜メディア・ビジネスセンター7F（中区太田町2-23）

期間：3月9日（月）～6月30日（火）（予定）

4 その他

・新型コロナウイルス感染症により影響を受ける中小企業との取引に関する配慮について （市長名依頼文）

2月26日、関係事業者団体代表者や県内経済団体代表者へ、神奈川県と連名で要請を実施

・新型コロナウイルス感染症により影響を受ける市内中小企業に対する取組について （市長名依頼文）

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける市内中小企業に対する経営の安定や改善に向けたコンサルティング機能の発揮、個々の企業の状況に応じた適時的確な金融上の対応について、2月26日、本市制度融資取扱金融機関に協力を依頼

・新型コロナウイルス感染症対策に関する指定都市市長会緊急要請 （指定都市市長会要請）

感染の拡大防止や早期終息に向けて各指定都市が国と連携して取り組んでいくため、新型コロナウイルス感染症対策に関する指定都市市長会による緊急要請を3月6日に実施